

異文化への関心を促すドイツ語教育の授業実践

磯村尚弘

(愛知教育大学非常勤講師)

Teaching German for Cultivating Greater Interest in Different Cultures: A Report on Classroom Practice

Naohiro Isomura

(Part Time Lecturer; Aichi University of Education)

(概要)

今回の授業実践では、複言語主義の理念に基づき、ドイツ語学習を通じて受講生に異文化への関心を促すために、まず授業内容に関連するドイツの文化や社会の実情の紹介を行った。そしてドイツ語を学習している受講生にドイツへの関心を持ってもらい、それによって受講生がドイツ語の学習を継続させることを目標とした。授業に関する感想や単位取得状況を見る限り受講生がドイツの社会や文化への関心を持ち、ドイツ語学習を継続させることができたといえる。しかし遠隔授業であったため当初の計画を変更し資料での紹介にとどまるなど紹介の方法に改善点が残った。

1. はじめに

本報告は2020年度前期および後期に行った授業実践の報告である。筆者は担当しているドイツ語のクラスの受講生に対し、授業のなかでドイツ語の解説及び練習とともに、ドイツの文化や社会についての諸相を伝えることで、受講生がドイツ語への関心を持ち続けてドイツ語学習を継続していけるのではないかと考え、授業実践を行った。

筆者は2008年から愛知教育大学で非常勤講師としてドイツ語の授業を担当してきた。授業を行う中で、ドイツ語のコースが終了した後もドイツ語の学習を続け、在学中にドイツで語学留学を行った学生がいる一方で、ドイツ語の学習に早々関心を無くし授業も積極的に参加せず、結果として不合格となり単位が取得できない学生も多く見てきた。学生がドイツ語への関心を無くす原因は何にあるのかとこれまで考えてきたが、その原因の中に、現実に存在し、日常生活の中で使われている言語としてドイツ語をとらえられないということにあり、週1回の授業だけではこうした現実感のなさは解消できないのではないかと考えた。

そこで、ドイツ語に接する時間をできるだけ増やせばいいのではないかと考え、授業内で会話や発音練習を増やしたり、授業外で学習するための教材や課題を受講生に多く与え、課題の達成度を評価したりしたこともあった。しかし状況は変化しなかった。

こうして授業内容を変化することで状況を改善しようと模索しているときに、授業の中で授業内容に関連する余談として筆者自身がドイツおよび中央ヨーロッパ諸国(クロアチア・スロヴェニア・セルビア)に滞在中に経験した

ことを受講生に話してきた。そして受講生からは授業の感想として「先生の話したヨーロッパでの経験が面白かった」などといった好意的な意見が多く寄せられた。そこで受講生がドイツ語の学習を継続していくためにこうした受講生の感想を活用できないかと思い、筆者自身の経験だけではなく、ドイツやドイツ語圏の文化や社会について授業内で伝えていけば、ドイツやドイツ語圏の社会に対し受講生が親近感を持ち、学習を継続していけるのではないかと考えた。

さらに、こうした模索を行う中で、現在EUで行われている、複言語主義に基づく言語教育である複言語教育について知り、この複言語主義による複言語教育の概念を少しでもドイツ語の授業に活用できないかと考えるようになった。こうした模索の結果行われたのが今回の授業実践である。

本報告ではまず、現在EUで実践されている複言語主義に基づく複言語教育について述べたのちに、こうした概念に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大による学習環境の混乱の中に行った授業実践について報告する。なおこの授業実践は筆者が非常勤講師として勤務している愛知教育大学を含めた4大学で行ったが、本報告では愛知教育大学の実践について報告する。

2. 複言語主義に基づく複言語教育

2-1 『ヨーロッパ言語共通参照枠』での指摘

外国語学習のレベルの参照基準として近年日本の外国語教育に大きな影響を及ぼしているのが『ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of

Reference for Languages)』(以下『参照枠』と表記)である。2004年に吉島茂らによって『参照枠』が日本語に翻訳され、紹介されてから、『参照枠』で示されている共通参照レベルが英語をはじめとした外国語学習のレベルとして急速に浸透した。ドイツ語でも、大学の第2外国語で学習する際用いられる教科書で共通参照レベルのA1もしくはA2に準拠したものが出版されている。そして日本における『参照枠』に関する研究では、境一三によれば、こうした共通参照レベルと、実際の生活の場面で何ができるかを各レベルで示した「能力記述文(Can-do Statements)」に研究の重点が置かれている。¹

しかし『参照枠』には外国語習得のレベルやそれを測る基準とする能力記述文だけが書かれているわけではないし、こうしたレベルを示すことだけを目的に作られたわけでもない。『参照枠』策定の目的は、大木充によれば、2002年に公表された『ヨーロッパ言語共通参照枠利用者のための手引き』(以下『利用者のための手引き』と表記)には、「言語教育および言語学習に関する『参照枠』の目的は言語のバリアーをなくすためである」²と書かれており、さらに言語のバリアーをなくす目的は以下の7点であると書かれている。それは、

- ①人的交流を増やすため
- ②国と国との協力をより効果的におこなうため
- ③文化的アイデンティティと多様性をさらに尊重するため
- ④お互いの情報により容易にアクセスできるようにするため
- ⑤人と人のつながりを強化するため
- ⑥仕事上の関係を改善するため
- ⑦よりよい相互理解のため

である。³大木によれば、そもそも言語のバリアーをなくす目的はすべてヨーロッパ統合を進めてきた欧州評議会の基本理念の延長線上にあり、『ヨーロッパの複言語教育: 50年間の国際協力』によると欧州評議会の言語政策の目的は以下の点を促進することであるという。それは、

①複言語主義: すべてのヨーロッパ市民には、複数の言語でのある程度のコミュニケーション能力を、必要に応じて、生涯にわたって、育成する権利がある。

②言語的多様性: ヨーロッパは多言語の大陸であり、そのすべての言語はコミュニケーションとアイデンティティ表現の手段として同等の価値を持っている。欧州評議会の協定は、複数の言語を用い、学ぶ権利を保証する。

③相互理解: 異文化を理解し、文化的差異を受容するには他の言語を学習する機会があることが前提となる。

④民主的市民性: 多言語社会における民主的かつ社会的なプロセスへの参加は各市民の複言語能力によって容易になる。

⑤社会的結束: 個人の成長、教育、仕事、移動、情報へのアクセス、文化的向上に関する機会が平等であるかどうかは、生涯を通じて言語を学習することができるかどうかによる。

である。⁴

さらに言語と文化との関係について、『参照枠』では言語習得と文化能力の習得について以下のように記述されている。

通常、人はひとつの言語を、ときには複数の言語を、生まれてからすぐに始まる社会性を獲得していく過程で習得する。このように、言語の習得は、1つないし複数の社会的、文化的集団への帰属意識の発達に深い影響をあたえる要素になる。したがって、言語を習得することは、文化能力と他者とともに生きる能力を習得することである。生涯にわたって複言語レパートリーを広げることは、他の文化および文化集団に対する意識を発達させることでもあり、そしてその意識によって人はまた習得しようとしている言語を話す共同体に積極的に関与することになる。⁵

このように言語と文化は密接に結びついており、他の言語を習得することで他の文化および文化集団に対する意

識を発達させ、他の共同体に積極的に関与するようになるという。それでは他の文化に対する意識を発達させるとどうなるのか。『利用者のための手引き』では以下のように述べられている。

自分が現在生活しているところの文化や育ったところの文化しか知らない人は、自分のやり方が普通であり、自分のやり方と違っていると普通ではないとみなしがちである。ものごとを異なった仕方でもとめる文化でも、うまく合わせれば、学習者は自分の文化を相対化することができ、人にあたえられた可能性の中から、自分は絶対的な価値をもっていないある特定の選択をしているだけだと考えることができるようになる。⁶

他の文化を理解できるようになることで自分の文化も相対化でき、自分の文化ややり方だけに固執しない柔軟な思考様式をもった人間となるということである。

しかし、こうした思考様式をもつ人間になるためには共通語として使われている言語、例えば英語のみを習得し使用すれば効率的であるという主張も当然ある。実際英語を用いて他の文化と思考様式を持つ集団や個人と交流する機会は非常に多いし、相手の言語を知らなくてもお互いが英語を使用できれば英語で交流できるので効率的である。さらに英語を通じて自分と異なる文化や思考様式を持つ人と交流することで、柔軟な思考様式も習得できるだろう。しかし大木はこうした主張に対し、英語も本来の英語話者が住んでいる国の「文化ポーター(運び人)」であることを忘れてはならず、英語がリンガフランカ(共通語)となれば世界の文化が少なからずアメリカ化され固有の文化の多様性が失われる可能性があるとして指摘する。⁷

やはり英語のような共通語だけでは限界があり、共通語ともに、相手が日常で用いている言語を学習し習得することも重要であるということである。しかし他者の文化や思考様式を理解するためにたくさんの言語を学び習得するのは困難ではないのか。そこで登場するのが複言語主義に基づく複言語教育である。

2-2. 複言語主義に基づく複言語教育

先ほど挙げた欧州評議会の政策目標の中にも「複言語主義」が掲げられていたが、それではこの「複言語主義」とはどのような概念なのか。欧州評議会言語政策局による『言語の多様性から複言語教育へ：ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』(以下『言語政策策定ガイド』と表記)によれば、複言語主義は欧州評議会による言語政策の方針であり、次の能力と意識を指す。まず能力であるが、すべての話者に内在する、単独で、もしくは教育活動によって導かれて2つ以上の言語を用いたり、学んだりする能力と、複数の言語を、それぞれに異なる目的のもと、様々な異なるレベルの能力で使用する能力を指す。この能力について『参照枠』では、

コミュニケーションのために複数の言語を用いて異文化間の交流に参加できる能力のことを言い、ひとりひとりが社会的存在として複数の言語に、全て同じようにとは言わないまでも、習熟し、複数の文化での経験を有する状態⁸

と定義されている。

次に意識であるが、これは言語に対する寛容性を養い、その多様性を積極的に容認する意識、を指す。そしてこの意識が個人の中に自然に発生することはありえないので、就学言語にともなわれ、またそれによって構造化されたものでなければならない、と指摘している。⁹

つまり複言語主義は話者個人の持つ能力と、話者個人が教育によって発達させた他者に対する寛容の意識としてとらえられるものであり、こうした能力や意識を積極的に認知する概念である。この点で複言語主義は多言語主義とは異なる。

『参照枠』では、多言語主義とは複数の言語を知っていることや社会に複数の言語が存在していることを指し、多言語主義の達成のためには単に教育機関が多様な言語を提供できるようにするか、国際的なコミュニケーションの場での英語の支配的な地位を下げるだけで可能であろうと指摘する。¹⁰ 一方複言語主義では、多言語主義からさらに進んで、既に述べたように教育によって2つ以上の言語を用いたり学んだりする能力が生まれ、複数の言語をそれぞれに異なる目的のもと、様々な異なるレベルの能力で使

用する能力の獲得が追求されるのである。そのため言語教育においては多言語主義よりも複言語主義によるアプローチのほうがよりグローバル化した社会に合った実践的な教育を行えるのではないかと。

そして個人の複言語能力や複文化能力を発達させることを目的とした言語教育が複言語教育である。『言語政策策定ガイド』によれば、複言語教育は、教育機関の内外を問わず、またその性質を問わず、話者個人の言語能力と言語レパトリーを価値づけ発達させようとするあらゆる活動を指し、初等の学習過程から生涯学習まで続く教育である。¹¹そして複文化能力を発達させるための複文化教育は複言語教育と密接な関係にあり、異なる文化や宗教や言語についての個人への教授や他の形による意識化と、個人が異なる文化を積極的に是認すること、そして個人が他者と相互行為を行ったり関係を創ったりする能力の発達をはかることを目的とした教育である。¹²

『言語政策策定ガイド』では、言語の習得はあるひとつの(あるいは複数の)文化的、社会的集団に対する意識や帰属感を発達させる根本的な要素の一つとなり、生涯を通じて母語以外の言語を習得していく過程で、異なる言語を話す他者や他の文化集団への意識を発展させ、個々人がそうした他者や集団と関係を取り結ぶことへとつながっていくと述べている。¹³

それではこうした複言語・複文化能力を発達させるために個人はとにかくたくさんさんの言語を学び、母語話者レベルまで習得しなくてはならないのか。しかしこれは現実的ではない。

この点について、『言語政策策定ガイド』では、複言語話者である、というのは驚くべき数の言語を高いレベルで習得することを意味してはいないこと、複言語話者であるとは、様々な目的(読む・書く・話すなど)に応じて程度の差はあれ2つ以上の言語変種を使用する能力を習得していることをさすと指摘している。¹⁴つまり、複数の言語を習得するといっても、私達が通常認識しているような4技能(読む・書く・話す・聴く)をバランスよく高レベルに習得する、ということではなく、個人の目的に応じて、4技能のバランスは考慮せず自分の習得したい技能を学習して習得し、レベルもまちまちなままでよいから使用するということである。いわゆるネイティブスピーカーのように

言語を使用できることを目的としているわけではない。これなら習得できそうである。

次にこの複言語教育を日本でやる意義はどこにあるのかについて考えてみたい。

3. 日本における複言語教育の意義

日本における在留外国人の数は近年増加している。2020年6月末現在での日本における在留外国人(中長期滞在者および特別永住者)数は288万5904人であり、全人口の約2%である。国別では中国が一番多く(構成比27.3%)、次いで韓国(15.1%)、ベトナム(14.6%)、フィリピン(9.8%)、ブラジル(7.3%)となっている。¹⁵これにともない日本の学校教育を受ける在留外国人の子供たちの数も増加しているものの、その多くが日本語の学習指導を必要としている。文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」によれば、全国で日本語指導を必要としている外国籍の児童・生徒数は40485名、日本国籍の児童・生徒は10274名であり、近年(この調査では平成19年以降)増加している。母語別で見るとポルトガル語が最も多く(外国籍児童・生徒のうち10404名)、次いで中国語(9600名)、フィリピン語(7893名)、スペイン語(3786名)と続く。¹⁶

しかし日本の小中高の外国語教育政策はこうした状況を考慮することなく、英語教育のみに焦点をあて続けている。一部の学校では英語以外の外国語も履修できるが、その割合は少ない。例えば英語以外の外国語の科目を設置している高等学校等は全国で677校であり、中国語が設置数で一番多く(497校)、次いで韓国・朝鮮語(342校)、フランス語(201校)である。しかし平成30年現在で全国に存在する高等学校は4907校であり、全体から見ると少ない。さらに科目設置数は平成17年をピークとして減少している。¹⁷こうしたことから日本の外国語教育政策は英語教育のみに焦点をあてていることがわかる。確かに英語は共通語として便利な言語ではあるが、日本で暮らす外国人の多くは英語を母語としていない。もし我々が彼らと交流しようとしても彼らに日本語または英語の運用能力があることを期待したうえでの交流となる。これは一方的な交流と言わざるを得ず、在留外国人の抱える諸問題に対応できないのではないかと。

4. 大学における第2外国語教育の役割と複言語教育

こうした状況の中、大学における第2外国語が果たせる役割は(第2外国語の置かれている環境は非常に厳しいが)二つあるのではないかと考える。

まず外国語教育の面での役割である。愛知教育大学ではドイツ語・フランス語のほかに中国語、ポルトガル語が第2外国語の科目として設置されている。また韓国・朝鮮語が自由科目として設置され、第3外国語として履修することができる。つまり日本で暮らす外国人のなかで多くの割合を占める中国、韓国、ブラジルの人々が話す言語を履修することができる。週に1回という限られた時間であるとはいえ、授業を履修し言語を学習すればこうした人々と最低限の交流ができるようになる。

二つ目は、異なる文化や集団を知り、交流するきっかけを提供できるという役割である。これは、日本では話者数は少ないがヨーロッパにおいては主要言語であるドイツ語やフランス語の教育でも担える役割である。言語教育とともに、それぞれの社会や文化の実情を様々な手段で伝えることで、言語だけではなく、ドイツやフランスといった国々の社会情勢や文化に対する関心を喚起し、それを入り口として、ヨーロッパが日本よりも先行して移民や難民問題、そして民族問題に直面していることを学生に伝えることで、日本社会にもこれらの問題が無関係ではないことを実感できるのではないと思われる。

こうした前提をもとに、2020年度前期より、ドイツ語の授業のなかで、ドイツの社会や文化、そしてドイツの周辺諸国およびEUが抱える問題について紹介することを計画した。

5.2020年度前期の授業

2020年度前期は愛知教育大学では2コマの授業(ドイツ語Ⅱ)を担当した。2コマのうちの1コマは前学期に筆者が担当した「ドイツ語Ⅰ」から継続して担当するクラスであり、残りの1コマは前学期にオリバー・マイヤー教授が担当された「ドイツ語Ⅰ」のクラスを引き継いで担当したクラスである。なおクラスによって使用する教科書は異なり、筆者が前学期から継続して担当するクラスについては前田良三他『ドイツ語ナビゲーション 2.0』(朝日出版社, 2018年)を用いた。一方オリバー・マイヤー教授から引き継いだクラスについては藁谷郁美他『プリマ・プルス』(朝日出版社, 2016年)を用いた。

本来対面での授業を行う予定であったため、まず教科書で扱われている会話文の内容や記事の内容に沿って、記事の内容を理解するために必要な情報を映像や文献等を用いて紹介し、授業内で受講生に意見をドイツ語または日本語で述べてもらうことを計画していた。

例えば『ドイツ語ナビゲーション 2.0』では各Lektionの最後に「EUとユーロ」「ドイツと日本の関係史」「ドイツの大学について」等について書かれた記事が掲載されており、こうした記事の内容を深く理解するための別の資料を映像や文献等で用意して授業内で紹介する計画であった。映像については朝日出版社『映像で見るドイツ第1巻』(朝日出版社, 2019年)を用いて紹介すること、その他の情報については在日本ドイツ大使館が運営するインターネットサイトであるYoung Germany¹⁸のURLを授業内で紹介しサイト内の記事を読むことを授業外学習の一つとして課題とし、その記事についての意見を授業内で発表することを計画した。

次に『プリマ・プルス』では、学生が取り組む問題の中にすでにドイツの社会や文化、特に学生たちと同世代の青少年の生活環境がうかがえる内容が入っているので、こうした問題に取り組む中でさらに詳しい情報を提供するという形をとる計画であった。例えばドイツの若者がするアルバイトに関する記事があるので¹⁹、こうした記事を読んだうえで、ドイツやヨーロッパ諸国での労働状況について紹介し、日本のアルバイトと比較したりして学生にこれまでに学習したドイツ語や日本語で意見を述べてもらうことを計画していた。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による授業形態の変更により、2020年度前期は全面的に遠隔授業への変更を行わざるを得なくなり、授業についての解説資料と練習問題及び課題を「学びネット」で配信し、この資料とともに教科書を用いて学習してもらい、期限までに課題を「学びネット」で提出させるという形式で授業を行った。

しかし文法や表現を解説した資料と教科書のみで学習を行うのではなく、受講生にドイツ語への関心を継続的に持ってもらうために、当初計画していた内容を変更して、ドイツの社会や文化に関する情報も毎回配信する授業資料に掲載した。掲載した記事は以下のとおりである。

- (1) ドイツ連邦共和国についての基本情報(人口・面積・首都・民族・国旗・国歌)。
- (2) ドイツ社会におけるキリスト教の影響について。
- (3) ドイツの教育制度とドイツの大学について。
- (4) ドイツおよびヨーロッパにおける第二次世界大戦の影響。
- (5) ドイツの法定最低賃金について。
- (6) ドイツにおける新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響。
- (7) 「多文化社会」という側面から見たドイツ(1):多文化社会ドイツ。第二次世界大戦後以降のドイツへの移民の歴史。
- (8) 「多文化社会」という側面から見たドイツ(2):移民の現状・難民の現状。
- (9) ドイツの食文化について(1): ドイツ料理とお菓子。早起きドイツ人とドイツの朝食。
- (10) ドイツの食文化について(2): ドイツの大学の学食について。
- (11) ドイツの食文化について(3): ドイツワインの話。
- (12) ドイツの食文化について(4): ドイツのビール。
- (13) ドイツでのお買い物事情: ドイツのショッピング事情—閉店法の不思議。
- (14) ドイツ語の参考書・辞書についてとドイツ文化に関する情報を得ることのできるサイトの紹介。

以上のテーマで掲載した。掲載順は授業の内容に合わせて行われたわけではなく、筆者が準備できたものから順に掲載した。ただし(4)については、ヨーロッパで第二次世界大戦が終結した5月8日に近い授業日に掲載した。

これらの記事を作成するにあたって、先ほども挙げた在日本ドイツ大使館が運営するインターネットサイトである **Young Germany** や高橋憲『新ドイツの街角から: ドイツ文化事情』(郁文堂, 2011年)など、ドイツの社会や文化についての文献から記事を作成したりこうした文献の記事を引用したりした。また記事以外の情報にもアクセスできるように、ネット上の記事については URL を資料に載せ、文献については文献の情報を記載した。

6.2020年度前期授業に対する学生の感想

こうしたドイツの社会及び文化に関する情報を紹介したことに対し、受講生はどのような感想を抱いたのであろうか。

そこで授業の最終課題にコメント欄を設けて受講生に授業に対する感想を入力する欄を設けて感想を記入してもらった。その結果2コマとも多くの感想を記入していただいた。

感想の多くは、「このような状況の中でしたが、充実した資料や課題、フィードバックがあり、ドイツ語をしっかりと学ぶことが出来ました。」といったドイツ語の授業全体に対するものであったが、「ドイツ語 I から引き続きありがとうございます。遠隔授業の中でも、インターネットを使ってドイツの文化について学ぶことができ、対面授業とはまた違ったことを学ぶことができました。ありがとうございました。」や、「オンデマンド授業でも、課題の添削をしたものを載せていただいたり、ドイツの歴史的背景や文化についても教えていただいたりしたおかげで、最後まで続けることができました。ありがとうございました」などといった、ドイツの文化や社会に関する情報を得たことに対する感想も複数あった。

7.2020年度後期の授業

2020年度後期は、愛知教育大学では1コマの授業(ドイツ語 I)を担当したが、前期に引き続き遠隔授業となった。そのため当初計画したことは行えず、やむなく遠隔授業では教科書とともに **PowerPoint** を用いて授業のスライドを作成し、それに解説音声を加えて **YouTube** を用いて配信した。この **YouTube** の URL と授業資料および課題を愛知教育大学の「学びネット」で配信した。そして教科書に登場する街(ハイデルベルクなど)やロマンチック街道などドイツの街道の紹介、ドイツの料理や飲み物の紹介、サッカーなどドイツのスポーツの紹介、そして待降節やクリスマスなどキリスト教に関連する文化の紹介を行った。教科書は今井田亜弓他『CD(MP3)付きクロップ・クロップ対話と練習で学ぶドイツ語』(三修社, 2017年)を使用した。

なおこうした文化や社会を紹介するにあたっては、前期同様在日本ドイツ大使館の運営するサイトである **Young Germany** や高橋憲『新ドイツの街角から』など、ドイツの社会や文化に関する文献をもとに記事を作成したり文献から記事を引用したりした。

8. 2020 年度後期授業の感想

2020 年度前期と同様、後期の授業に対する感想についても最終課題にコメント欄を設けて感想を書いてもらった。

授業の感想についてであるが、前期同様授業に対する感想はあったが、ドイツの社会や文化を紹介したことに対する直接の感想は見られなかった。しかし、「オンデマンド型授業という形でしたが、半年間教えてくださり、ありがとうございました。前よりもドイツに興味を持つことができましたし、日常生活でドイツ語を見ると、少し嬉しくなります。今後とも、何卒よろしく願い申し上げます」という感想をいただいた。

9. 実践の結果と反省点

今回の実践についてであるが、ドイツ語だけでなくドイツの社会や文化への一定の関心を受講生の皆さんに持ってもらうのではないかと考えている。また、2020 年度前期では 2 クラス合わせた全受講生 81 名のうち、受講を放棄した 2 名のみが不合格であった。後期は担当した 1 クラスで受講生 44 名のうち、途中で受講を放棄した 1 名のみが不合格であった。遠隔授業という要因もあったと考えられるが、ほとんどの方に継続して学習していただけたのではないかと考えている。

その一方で、初めて行う実践とはいえ反省点もあった。まず、紹介する手法についてはさらなる検討が必要である。遠隔授業に変化したことにより、一部はスライドで紹介できたとはいえ、大部分は授業内容に関連した社会や文化の情報を資料で紹介するだけという形になってしまった。Zoom 等を用いてリアルタイムで授業を行い、そこで映像を紹介したり、意見を学生に求めることも検討したりしたが、筆者の技術が未熟であったこと、そして遠隔授業は原則としてオンデマンドで行うという大学の方針があったため断念した。今後は、それぞれの環境で授業を行える授業技術の習得にさらに励む必要があると痛感した。

次に伝える情報の分量であるが、遠隔授業で文化や社会の諸相を紹介する記事を配信する場合、授業時間外で読み、記事に関連する他の記事や文献にアクセスするように指示できるので、あまり分量を気にせずに掲載することができた。これは対面授業と、愛知教育大学での学びネットにあたる LMS(Learning Management System) での学習を

併用して授業を行う場合でも同様であろう。しかし 1 回の授業で紹介する分量については、ドイツ語学習への負担にならないようにする必要がある。この点で適切だったかと反省している。さらに、今回の授業実践はシラバスの登録後に模索を行い実践したので、社会や文化に関する内容についてはシラバスに記載できなかった。今後の授業では各回の授業計画の中に紹介する内容を記載するようにする。

10. 結論

今回の授業実践は、複言語主義の理念に基づき、ドイツ語学習を通じて受講生に異文化への関心を促すため、まず授業内容に関連するドイツの文化や社会の実情の紹介を行うことで、ドイツ語を学習している受講生にドイツへの関心を持たせ、それによってドイツ語の学習を継続させるのを目的とした。授業に関する感想や単位取得状況を見る限り受講生がドイツの社会や文化への関心を持ち、ドイツ語学習を継続させることができたといえる。しかし遠隔授業であったため当初の計画を変更し資料での紹介にとどまるなど紹介の方法に改善点が残った。

さて、今後は対面授業でこうした授業をどのように行うかを今回の経験をもとに再検討し、事前にシラバスで各回の授業計画の中に社会や文化に関する内容も組み込み、学生も主体的に参加できる方法での授業をさらに検討して展開したい。また対面授業での LMS の活用も、教員や受講生の過度な負担ならない程度に行えるよう検討していきたい。

(注)

1. 境 一三 『『ヨーロッパ言語共通参照枠』(CEFR)は日本の外国語教育に何をもたらしたか?』『複言語・多言語教育研究』日本外国語教育推進機構会誌 No.1 (2013), 34 頁。
2. 大木充 『『ヨーロッパ共通参照枠』(CEFR)に学ぶ外国語学習の意義』大木充、西山教行編『マルチ言語宣言:なぜ英語以外の外国語を学ぶのか』(京都大学学術出版会, 2011 年), 5 頁。
3. 同上, 5 頁。
4. 同上, 5-6 頁。
5. 同上, 9-10 頁。
6. 同上, 10 頁。
7. 同上, 10 頁。

8. 欧州評議会言語政策局『言語の多様性から複言語教育へ:ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』山本冴里訳(くろしお出版, 2016年), 18-19頁。
9. 同上, 19頁。
10. 大木充『『ヨーロッパ共通参照枠』(CEFR)に学ぶ外国語学習の意義』, 12-13頁。
11. 『言語の多様性から複言語教育へ』, 19-20頁。
12. 同上, 20頁。
13. 同上, 57-58頁。
14. 同上, 64頁。『言語政策策定ガイド』では、「言語」という用語の使用を避けたほうがよいと考えられる場合に中立的な総称として「言語変種」を用いて、価値判断(言語=本物の言語)を避ける、と説明している(『言語政策策定ガイド』, 222頁)。つまり言語変種は「～語」と枠づけられていない言語、例えば「方言」などに分類されている言語も含んだ総称として用いられている。
15. 出入国在留管理庁「令和2年6月末現在における在留外国人数について」
(http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00018.html) (2021年5月22日閲覧)
16. 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569.htm) (2021年5月22日閲覧)
17. 英語以外の外国語科目の設置については文部科学省「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/08/_icsFiles/afieldfile/2019/08/27/1420498_001.pdf) 11頁。
(2021年5月22日閲覧)
全国の高等学校数については、文部科学省「文部科学統計要覧 1. 学校教育総括」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm) (2021年5月22日閲覧)
18. Young Germany(<https://young-germany.jp/>)はドイツ大使館が運営するサイトであり、現在のドイツの社会や文化の紹介等が行われているサイトである。
19. 藁谷郁美, Marco Raindl, 太田達也『プリマ・プルス』(朝日出版社, 2016年), 40頁。
- (参考文献)
朝日出版社『映像で見るドイツ第1巻』朝日出版社, 2019年。
今井田亜弓, 前田織江『CD(MP3)付きクロップ・クロップ対話と練習で学ぶドイツ語』三修社, 2017年。
前田良三, 高木葉子『ドイツ語ナビゲーション 2.0』朝日出版社, 2018年。
文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569.htm) (2021年5月22日閲覧)。
文部科学省「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/08/_icsFiles/afieldfile/2019/08/27/1420498_001.pdf)。
文部科学省「文部科学統計要覧 1. 学校教育総括」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm)。
大木充, 西山教行編『マルチ言語宣言:なぜ英語以外の外国語を学ぶのか』京都大学学術出版会, 2011年。
欧州評議会言語政策局『言語の多様性から複言語教育へ:ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』山本冴里訳, くろしお出版, 2016年。
大山万容『言語への目覚め活動:複言語主義に基づく教授法』くろしお出版, 2016年。
境一三『『ヨーロッパ言語共通参照枠』(CEFR)は日本の外国語教育に何をもたらしたか?』『複言語・多言語教育研究』日本外国語教育推進機構会誌 No.1 (2013)。
出入国在留管理庁「令和2年6月末現在における在留外国人数について」
(http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00018.html)。
高橋憲『新ドイツの街角から:ドイツ文化事情』郁文堂, 2011年。
藁谷郁美, Marco Raindl, 太田達也『プリマ・プルス』(朝日出版社, 2016年)。
在日本ドイツ大使館「Young Germany」
(<https://young-germany.jp/>)。